

障がい児のライフステージごとの支援

乳幼児期 0歳～就学前	学齢期 就学～卒業	青年・成人期 18歳以上	
発達・療育支援	福祉と教育の連携	生活支援・就労支援	
<ul style="list-style-type: none"> ○保育園 ○幼稚園 ○認定こども園 ※園によっては障がい児保育を実施していないところもあります 	<ul style="list-style-type: none"> ○義務教育…小学校・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 ・特別支援学校 ・通級による指導 ・訪問教育 ○放課後児童クラブ (小1～小6) 	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校 ○養護学校高等部 ○高等養護学校 ○職業訓練校 ○専修学校 ○各種学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○大学 ○職業訓練校 ○専修学校 ○各種学校
将来への不安、育児への不安、制度のことなどを知りたい	将来への不安、養育への不安、進路の不安など	地域生活の不安、金銭管理、将来への不安、働きたいなど	
<p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子育て相談窓口 (健康福祉課、保健所、児童相談所) ●指定特定相談支援事業所 ●障害児相談支援事業所 		<ul style="list-style-type: none"> ●指定特定相談支援事業所 ●ハローワーク ●障害者職業センター ●障害者就業・生活支援センター 	
サービス	サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービス利用 ◆くらしのサービス <ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・日中一時支援事業 ・移動支援事業 など ◆住まいの場 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設 ・グループホーム ◆日中活動 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業所、地域活動支援センターなど 	就労継続支援事業所

障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活で常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給されます。

●支給額

月額 14,850 円 ※所得制限あり

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ

☎82-5541

心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者等 (加入者) が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、加入者に万一 (死亡・重度障がい者) のことがあった場合に、障がいのある方に一生涯年金を支給する制度です。

※障がい等級などの加入要件があります。

●問合せ 健康福祉課 福祉支援グループ

☎82-5541